平成２０年（フ）第６９４号
大分県別府市大字鶴見458番地の11
破産者　株式会社安部信工業
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１５号
札幌市豊平区月寒東２条17丁目３番65号
破産者　有限会社柴田土木
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２６号
札幌市中央区宮の森２条10丁目１番30号　ピアジュ宮の森303号室、住民票上の住所札幌市西区二十四軒３条７丁目５番28―1009号
破産者　田中　　優
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５０号
埼玉県熊谷市久下１丁目57番地
破産者　セレブサポート有限会社
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４１号
東京都東大和市南街２丁目88番地の２
破産者　有限会社カスタムショップ，エス
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８６号
東京都町田市忠生３丁目３番地13
破産者　有限会社米須設備工業
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８７号
東京都町田市忠生３丁目１番地34もりやハイツⅡ―201
破産者　米須　清二
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４８号
長野県千曲市上山田温泉１丁目59番地11
破産者　有限会社玉の湯
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第７５３号
岐阜市加納水野町３丁目20番地12
破産者　株式会社オムニ
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１５号
沖縄県那覇市前島２丁目２番２号
破産者　有限会社ＳＥＡ
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第２８０号
沖縄県うるま市字赤道173番地の８
破産者　株式会社祝総合開発
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１４５０８号
茨城県石岡市総社１丁目８―27―２―268
破産者　中村　　香
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９１７号
東京都港区高輪１丁目13―12　パールハウス４Ｆ
破産者　前嶋　幸男
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８３９号
群馬県藤岡市藤岡2268
破産者　原田　伸一
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８４０号
東京都渋谷区本町３丁目22―８―202
破産者　丸島　和代（旧姓原田）
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５９８号
神奈川県川崎市幸区下平間214―１　フロール川崎下平間１―802、開始決定時の住所神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目31―７―301
破産者　佐々木紀司
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９００号
神奈川県川崎市高津区子母口769―202
破産者　戸邊　岸郎
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０１７号
東京都世田谷区祖師谷２丁目５－３―203
破産者　新野　啓二
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２１７号
東京都世田谷区赤堤５丁目26―９
破産者　竹内　弘子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４９３号
東京都江東区東砂３丁目６―18―107
破産者　齋藤　雄介
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５３１号
東京都中央区月島２丁目１－１―204
破産者　若井　摩喜
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部